

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
足寄弾薬支処会計科長 田 中 康 光

次のとおり一般競争入札を行います。

### 1 競争に付する事項

- (1) 件 名：陸上自衛隊足寄分屯地で使用する電気
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 予定数量  
ア 予定契約電力：107 kW  
イ 予定使用電力量：455, 792 kWh
- (4) 需要場所：陸上自衛隊足寄分屯地
- (5) 使用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年度の全省庁統一資格において、「物品の販売」で北海道地域の資格を有する者であって「C」以上の格付けを有する者
- (4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2「競争参加資格確認書類」、別紙第3「適合証明書」及び別紙第4「特定電源割当計画書」を提出し、入札適合条件を満たすこと。
- (7) 「入札及び契約心得」を厳守している者
- (8) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊足寄分屯地会計科及び北海道補給処ホームページ

#### 4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊足寄分屯地 入札室1F
- (2) 日 時：令和5年2月13日（月） 11時00分

#### 5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

#### 6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札開始時間に遅れた者による入札
- (5) 電報、電話及びFAXによる入札
- (6) 郵便入札で、本公告で定めた期限までに担当者の元に入札書が到着しなかった入札
- (7) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 第2(6)に示す事前提出書類を期限までに提出していない者による入札

#### 7 入札書の記載及び落札決定方式

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電気料金単価）（小数点以下第2位までとする。）を根拠とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した、各月の対価の年間総額を入札金額に記載すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積った金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差引いた金額を記載すること。
- (3) 入札書の記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (4) 総価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによる落札者を決定する。
- (5) 入札書には別紙第5「入札金額内訳書」を添付すること。

## 8 契約書の作成

落札者は落札決定後契約書を作成するものとし、令和5年4月1日付で契約を実施する。

## 9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。  
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。また、上記の公告に対して「入札及び契約の心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上、入札いたします。」
- (3) 入札参加を希望する者は、「資格審査結果通知書写」、「適合証明書」の提出をもって入札参加の意思表示とするので、令和5年2月8日（水）17時00分までに下記の間合わせ先までに提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 郵便入札の場合は、あらかじめ郵便入札を行う旨を担当者に連絡すること。この際、封筒に件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、「陸上自衛隊足寄分屯地で使用する電気入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便（簡易書留可）にて令和5年2月10日（金）17時00分までに足寄弾薬支処会計科に必着させること。また電話にて担当者に到着の確認を行うこと。
- (6) 郵便入札を含む入札について、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施する。
- (7) 入札に関する事項の間合わせ先  
〒089-3725 北海道足寄郡足寄町平和173番地  
陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 会計科（担当：佐藤）  
TEL 0156-25-5811（内線347）  
FAX 0156-25-5811（内線348）
- (8) 仕様書に関する間合わせ先  
陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 営繕班（担当：佐藤）  
TEL 0156-25-5811（内線243）

## 10 公告提示場所及び期間

- (1) 掲示場所：足寄分屯地、足寄町商工会  
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間：令和5年2月2日（水）～令和5年2月13日（月）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合